

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

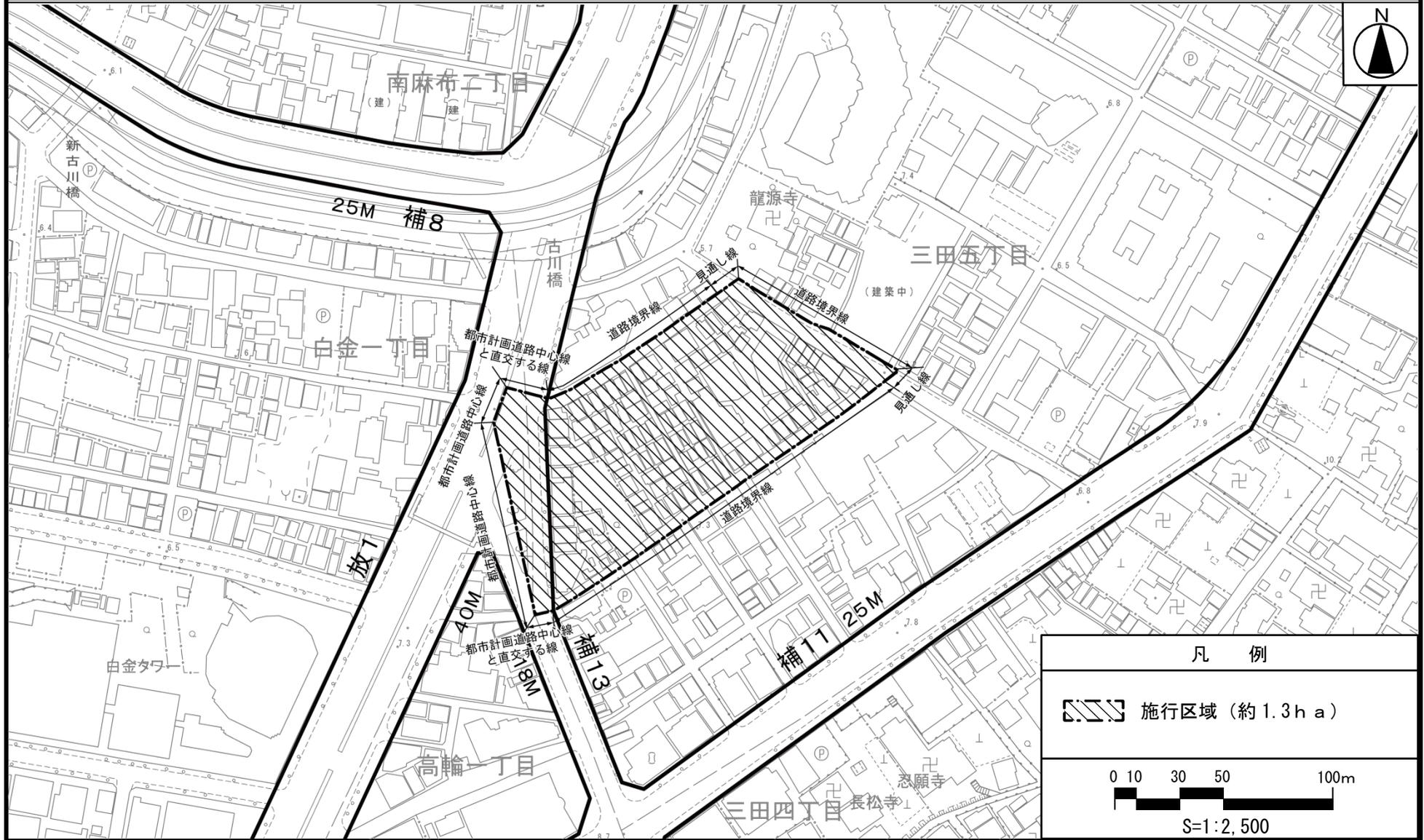
名 称		三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 1.3 h a			
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線街路	放射第 1 号線	別に都市計画において定めるとおり。	既 設
			補助線街路第 1 3 号線	別に都市計画において定めるとおり。	既 設
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 6m、延長約 95m	拡 幅
			区画道路 2 号	幅員 8m、延長約 180m	拡 幅
			区画道路 3 号	幅員 10m、延長約 80m	一部拡幅
	公園及び緑地	公園	児童遊園	約 960 m ²	移設再整備
建築物の整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	約 4,300 m ²	約 75,000 m ² [約 49,700 m ²]	住宅、事務所、店舗、 工場、駐車場	高層部 : 160m 低層部 : 40m	建築物の高さは T.P. +6.7mからによる。
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 7,800 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童遊園と一体的に活用できる緑豊かな広場を整備する。 ・ 安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図るため、歩道状空地及び歩行者通路を整備する。 ・ 都市高速鉄道を整備する立体的な範囲の定めに基づき、建築敷地の一部を複合的に利用する。 ・ 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 歩行者の安全性及び快適性を高めるために設けるひさしその他これに類するもの。 2 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの。 			
参考	高度利用地区内及び地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、居住機能・業務機能・商業機能・工場機能等が調和した安全で快適な複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業
三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業

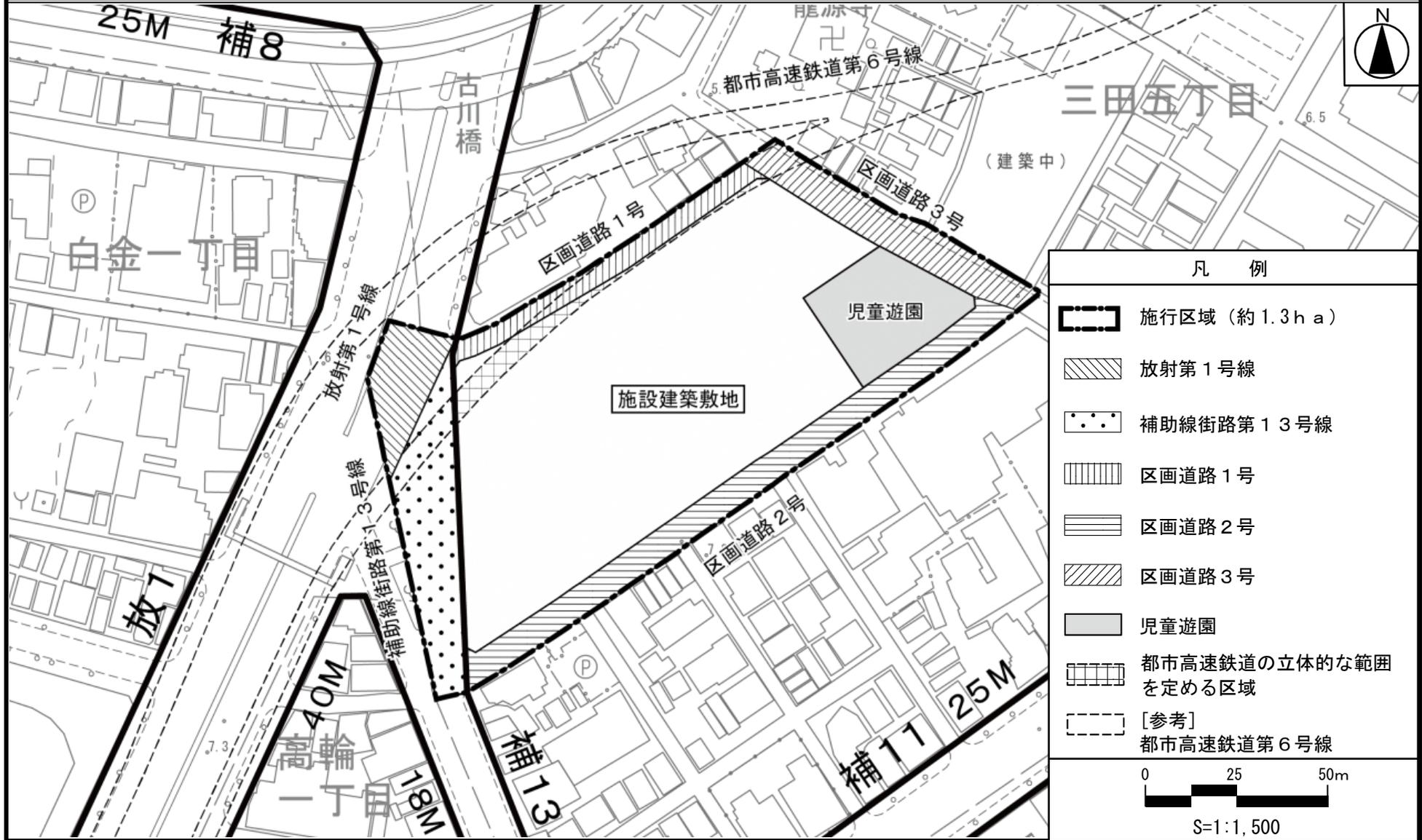
計画図 1 (施行区域図) [港区決定]



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) MMT 利許第 04-103 号 (承認番号) 4 都市基交都第 63 号、令和 5 年 1 月 17 日 (承認番号) 4 都市基街都第 263 号、令和 5 年 1 月 24 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
 三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図2 (公共施設の配置図) [港区決定]



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) MMT 利許第 04-103 号 (承認番号) 4 都市基交都第 63 号、令和 5 年 1 月 17 日 (承認番号) 4 都市基街都第 263 号、令和 5 年 1 月 24 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

三田五丁目西地区第一種市街地再開発事業 計画図3 (建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限図) (港区決定)



この地図は、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) MMT 利許第 04-103 号 (承認番号) 4 都市基交都第 63 号、令和 5 年 1 月 17 日 (承認番号) 4 都市基街都第 263 号、令和 5 年 1 月 24 日